

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会会員規程

平成16年11月1日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第32条の規定に基づき会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、協議会の趣旨に賛同し、会費を納入した一般会員、賛助会員及び特別会員をいう。

- (1) 一般会員 市内に居住する世帯
- (2) 賛助会員 個人及び法人、事業所等
- (3) 特別会員 法人、事業所等

(会費額及び会費の納入)

第3条 会費は年額とし種別ごとの会費額は次のとおりとする。

種別		会費（年額）	特典
一般会員 (自治会通して依頼)		600円	
賛助 会員	個人、 法人・事業所等	(個人) 一口 1,000円	
		(法人・事業所等) 一口 10,000円	
特別 会員	法人・事業所等	(法人・事業所等) 一口 10,000円	① 社協だよりに広告 掲載可能 ② HP にバナー広告掲 載可能

- 2 会員はその年度の会費を年度内に納入するものとする。
- 3 会長は、会費を納入した会員に領収書を交付しなければならない。

(退会)

第4条 会員は、次の場合に限り退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 他の市町村に転出または死亡したとき

(3) 会員が本会の名誉を棄損し、または趣旨、目的に反する行為があったとき
(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成16年規程第1号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第4号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。